

神戸への人流還元を目指した首都圏コミュニティ構築業務に関する仕様書

1. 事業目的

本事業は、神戸にゆかりのある首都圏在住者のコミュニティを形成し、定期的なミートアップの開催や市内企業の案件の共有等を通じて神戸との継続的な接点を生むことで、首都圏の人材と市や市内企業の共創等につなげ、ひいては首都圏から神戸へ新たな人の流れを創出することを目的とする。

あわせて、移住や転職に関心を持つ首都圏在住者に対して、関心にあわせた市の施策の情報発信や交流機会を通じて神戸に対する関心を高め、まずは神戸との接点を持ってもらうことで、ライフイベントの節目となるタイミングで市内企業への就職や神戸への移住につなげていくことを目指す。

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 委託料（上限）

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 事業内容

1) ターゲット

- ①市内での在住・在学・在勤経験を有し首都圏で勤務する社会人
- ②市内大学出身で首都圏に就職した新卒～第2新卒世代の若手社会人
- ③神戸への移住や転職に関心を持つ首都圏在住者

2) 事業実施における活用できるリソース

本事業は令和7年度に実施した事業の運営を引き継ぐものとし、令和7年度に構築した以下のリソースを活用するものとする。

- ・WEBサイト（<https://besidekobe.com/>）
- ・SNSアカウント（Instagram、note）
- ・コミュニティ及び過去イベント参加者リスト

3) ビジネスコミュニティの形成（対象：ターゲット①）

①受託者及び東京事務所の既存のネットワーク、ビジネスイベント等を通じて接点を獲得した人材へアプローチを行い、首都圏で活動する神戸ゆかりのビジネス人材のコミュニティを形成・拡大する。コミュニティの管理運営を担うとともに、後述のイベント等の企画、全体進行管理、登壇者・参加者・会場との連絡調整等の開催に必要な業務を行うこと。

②既存のコミュニティメンバーと新規参加者の交流イベントを少なくとも3回開催する。参加者同士の関係構築を促し、コミュニティの熱量を高める企画内容とすることで、継続的な参加につなげる。さらに、参加者の市への関心を醸成し、市内での活動や関与のきっかけを得る場とするため、市内企業が首都圏の人材と共に創したいプロジェクトテーマを持ち込み、発表する場を設けるものとする。

③プロジェクトに関心を示した参加者と市内企業のマッチングを行い、プロジェクトの初期段階において、初回から3回程度は面談に同席し、方向性の整理や連携調整などの伴走支援を行うこととする。

④本コミュニティに参画する市内企業を拡大するため、少なくとも2回は神戸市内において市内企

業向けのミートアップを開催すること。

⑤神戸市が開催する「神戸のつどい」や「神戸×東京ビジネスブリッジ」等の東京で開催するビジネス関連イベントと連携し、本コミュニティがイベント参加者の継続的な接点となるよう、協力すること。

⑥コミュニティが継続的に発展し、拡大していくような取り組みや仕掛けを提案すること。

4) 若手社会人コミュニティの形成（対象：ターゲット②）

①市内大学や大学同窓会組織と連携し、市内大学を卒業し首都圏で就職した新卒～第2新卒世代を対象としたコミュニティを形成し、神戸との継続的な接点を創出すること。

②神戸市及び市内大学や大学同窓会組織との協議により、当該世代が参加しやすいイベントを1回開催する。開催に必要な全体進行の管理や運営、登壇者・参加者との連絡調整などを行う。

③大学等が実施するイベントへの協力などにより、毎年新たに首都圏で就職する市内大学の卒業生が継続的に本コミュニティに加わるような仕組みを確立すること。

5) 神戸への移住や転職に関心を持つ首都圏在住者向けのイベント等の開催（対象：ターゲット③）

①20代の第2新卒層や40代～50代のセカンドキャリア検討層など、移住や転職への関心が高い首都圏在住者を対象に、ターゲットの関心にあわせたテーマでのイベント等を少なくとも4回実施すること。なお、集客や内容の充実を図るために、外部コミュニティや支援機関、民間企業等と連携して実施するものとし、連携先及び連携内容について提案すること。

②神戸市及び連携機関との協議により企画内容を決定し、開催に必要な全体進行の管理や運営、登壇者・参加者との連絡調整などを行う。

③各種イベント等実施の際にアンケートを実施し、参加者の神戸への移住に関する関心の度合いを測り、必要に応じて移住相談窓口などの適切な支援へ接続すること。

6) 情報発信

WEBサイト及びSNSを活用し、本事業の取り組みや各種イベントの開催レポート、コミュニティの活動状況等をコミュニティメンバーや関心を持つ層に効果的に発信すること。

5. 業務報告

- 1) 神戸市との定例会を毎月開催し、事業の進捗及び方向性について共有・協議すること。
- 2) 契約期間終了後、翌月30日までに以下の内容を盛り込んだ報告書を作成し、電子データで提出すること。

- ①実施した委託事業の概要、事業の成果、課題
- ②本業務の実施を踏まえた次年度以降に向けた提言
- ③その他、必要に応じて東京事務所が求める報告事項

6. その他の事項

1) 実施体制

本仕様書に記載した内容を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

2) 著作権の帰属

- ① 本事業の成果物、および所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は受託者に帰属する。
- ② 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。

- ③ 受託者は、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者自身の責任で賠償責任を負うこととする。

3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4) 個人情報の取り扱い

受託者は、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

5) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

6) ウェブ媒体の管理権限

- ① 受託者が本業務の遂行のために作成・運用するSNSやWEBサイトなどの媒体について、神戸市が本事業を令和9年4月以降も継続実施する場合、受託者は当該媒体の管理に係るすべての権限を神戸市が指定する事業者へ譲渡すること。
- ② 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ③ WEBサイトに関して、本業務の契約履行期間の満了後も本市が使用したドメインを他社が取得し、利用されることのないよう、契約履行期間の満了後、1年間はドメインの権利を維持し、ドメインを廃止する際は本市に事前に通告すること。なお、ドメインの権利維持にかかる契約が別途必要な場合は、契約履行期間の満了までに本市と協議すること。

7) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

8) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

9) 第三者の権利侵害

受託者は作成する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。